

令和4年度

長岡京市市民活動オフィスフロア 利用団体募集要項

長岡京市では、市民公益活動を行う団体等を対象に、市民活動オフィスフロアの利用団体を下記のとおり募集します。

「単独で事務所を持ちたいけど、費用が高くて借りることができない」、「他の市民活動団体と情報交換や横のつながりをもちたいが、知り合いがいなくて…」などの悩みをお持ちのNPO法人、市民活動団体、ボランティアグループなどの皆さんに、有料で事務所機能や、他団体との情報交換の場や、活動の横への広がりを図る交流の場を提供します。

施設の概要

○施設の名称

長岡京市立多世代交流ふれあいセンター(長岡京こらさ) 市民活動オフィスフロア

○施設の所在地

京都府長岡京市長法寺谷山13-1

長岡京市立多世代交流ふれあいセンター(長岡京こらさ)2階

○開館時間

午前9時から午後9時まで

○休館日

祝日の月曜日と年末年始の12月28日から翌年1月4日まで

★ 施設の事前見学を希望される場合は、自治振興室までご連絡ください。

料金

| | |
|---|------------|
| 市民活動オフィスフロア使用料 ※ 事務用机、椅子、電話及びインターネット引き込み線、メールトレイ使用料、ロッカーボックス(大1、小4)、会議スペース、作業スペースの利用料及び光熱費・空調費を含みます。 なお、電話及びインターネットを利用するにあたり、回線設置工事費・通話料・インターネット使用料等は使用団体に別途負担していただきます。 | 月額 3,300 円 |
| 追加ロッカーボックス(大) ※ 利用は原則として、市民活動オフィスフロア使用団体に限ります。 | 月額 550 円 |
| 追加ロッカーボックス(小) ※ 利用は原則として、市民活動オフィスフロア使用団体に限ります。 | 月額 220 円 |

申込方法及び受付期間

市民活動オフィスフロア使用申請書(巻末に添付。市ホームページでもダウンロード可能)に必要事項を記入し、下記の必要書類を添付したうえで市役所市民協働部自治振興室まで郵送・電子メールにてお送りいただくか、直接お持ちください。

【必要書類】

- (1) 役員、構成員名簿
- (2) 定款の写し、またはそれに代わる会則など
- (3) 直近の事業報告書、収支決算書【あれば】
- (4) 活動の実績がわかるもの(ニューズレター、会報、発行物など)【あれば】

※ (1)、(2)については、前年度申請から変更が無ければ提出不要です

【前年度申請から変更ない旨を、申請書の「その他」欄に記載してください】

※ (1)～(4)を団体のホームページ等で公開している場合も、提出不要です

【ホームページ等で公開している旨を、申請書の「その他」欄に記載してください】

なお、ご提出いただいた資料だけでは事業の内容等がわかりにくい場合は、上記以外の資料の提出を求める場合や、個別に面接をさせていただく場合があります。

【受付期間】

〈当初分〉令和4年2月1日(火)から3月11日(金)

※使用開始日は令和4年4月1日(金)

〈追加分〉令和4年4月1日以降随時(但し、施設に空きがある場合のみ)

※使用開始日は承認日の翌月1日

応募条件

市民公益活動を行う団体であって、以下の条件を満たしている団体とします。

- (1) 長岡京市内で、主たる活動を行っている、または今後行う団体
- (2) 以下のいずれかに該当し、メンバーが2名以上で構成される団体
 - ・特定非営利活動法人
 - ・活動実績があり、市民公益活動を継続的に推進する任意団体やボランティアグループ(趣味グループ、サークルは除く)
 - ・活動実績はほとんどないが、これから本格的に市民公益活動を推進する団体として立ち上げようとしているグループ
- (3) 営利を目的としない団体
- (4) 宗教活動を主たる目的としない団体
- (5) 政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としない団体
- (6) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党の推薦・支持・反対を目的としない団体
- (7) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団構成員の統制の下にない団体

選考について

- ・使用にあたり、書類審査を実施し、選考結果は、文書にて通知します。

利用にあたって

- (1) フロアを使用できる期間は令和4年4月1日(年度途中の場合は承認日の翌月1日)から翌年3月31日までとします。継続して使用を希望する場合は、年度ごとに申請が必要です。なお、契約は原則として最大3回までの更新が可能です。(延長希望の場合は要相談)
- (2) 机の割り当ては原則として抽選とします。ただし、前年度から継続して使用し、電話回線などを設置している場合などはこれを除きます。
- (3) NPO法人登記の住所として本施設を登記することはできません。なお、主たる事務所として登記することは可能です。
- (4) 使用料の納入については、市が発行する納入通知書により、原則として使用月の前日までに納入していただきます。ただし初回月の使用料については、別途指定する期日までに納入してください。なお、使用料などを長期間滞納した場合は、契約途中にかかわらず、強制退去を命じることがあります。
- (5) 使用者は、フロア及びその附帯設備を損傷し、又は滅失したときは、フロア損傷等届出書により速やかに自治振興室に届け出てください。
- (6) 使用を解約される場合は、1か月前までにその旨を市担当課までご連絡ください。

また、上記に定める(1)から(6)のほか、市条例に定める事項及び使用承認書の交付にあたって提示する条件を遵守していただきます。

なお、使用承認を受けた施設を用いて、営利活動、宗教活動及び政治活動を行うこと、又は行っていると誤解を招く行為を禁止します。

新型コロナウイルス感染拡大防止について

- (1) フロアの利用にあたっては、「市民活動オフィスフロア(長岡京こらさ内)感染拡大予防ガイドライン」を遵守いただきますようお願いいたします。
- (2) 新型コロナウイルスの感染拡大の動向を踏まえ、フロアの利用を制限する場合があります。
- (3) 会議スペースの利用については、密接を避けるため原則5名以内とし、各団体の利用時間は1日あたり2時間以内とします。

※ ガイドラインは市ホームページに掲載しています。

[【http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000000104.html】](http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000000104.html)

市民活動オフィスフロアの概要

○フロア全体の延床面積

約113平方メートル

○オフィス区画数

10区画

○オフィス設備・備品

【オフィス1区画あたり】



オフィス内の様子

| 設備・備品 | 数量 |
|--|------|
| 事務用机(横 1,600mm×奥行き 700mm×高さ 720mm) | 1台 |
| 事務用イス | 2脚 |
| ロッカーボックス(内寸法 横 848mm×奥行き 415mm×高さ 970mm) ※<総区画数は20区画。追加する場合は別途費用が必要。> | 1区画分 |
| ロッカーボックス(内寸法 横 405mm×奥行き 415mm×高さ 465mm) <総区画数は48区画。追加する場合は別途費用が必要。> | 4区画分 |
| 電話引き込み線 ※電話回線の設置工事費、通話料、インターネット使用料等は使用団体が負担 | 1区画分 |
| 電気コンセント(テーブルタップ付。大量に電力を消費する設備は使用不可。) | 1箇所 |
| 電気スタンド | 1台 |

【フロア共通スペース】

| 設備・備品 | 数量 |
|-------------------|-----|
| 会議スペース(約10平方メートル) | 1箇所 |
| 作業用スペース | 1箇所 |

【フロア共通備品】

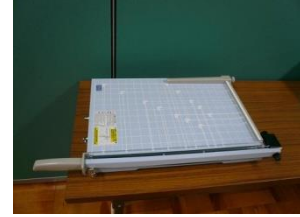
| 設備・備品 | 数量 |
|---------------------------|-----|
| カラーコピー機(有料) | 1台 |
| 印刷機(有料) | 1台 |
| プロジェクター | 1台 |
| ホワイトボード(プロジェクター対応) | 1台 |
| 会議用机(一部は会議スペース用、作業用として使用) | 9台 |
| 会議用パイプいす | 16台 |
| 裁断機(A3 対応) | 1台 |
| 2穴パンチ(紙厚 10mm厚まで対応) | 1台 |
| 大型ホッチキス | 1台 |



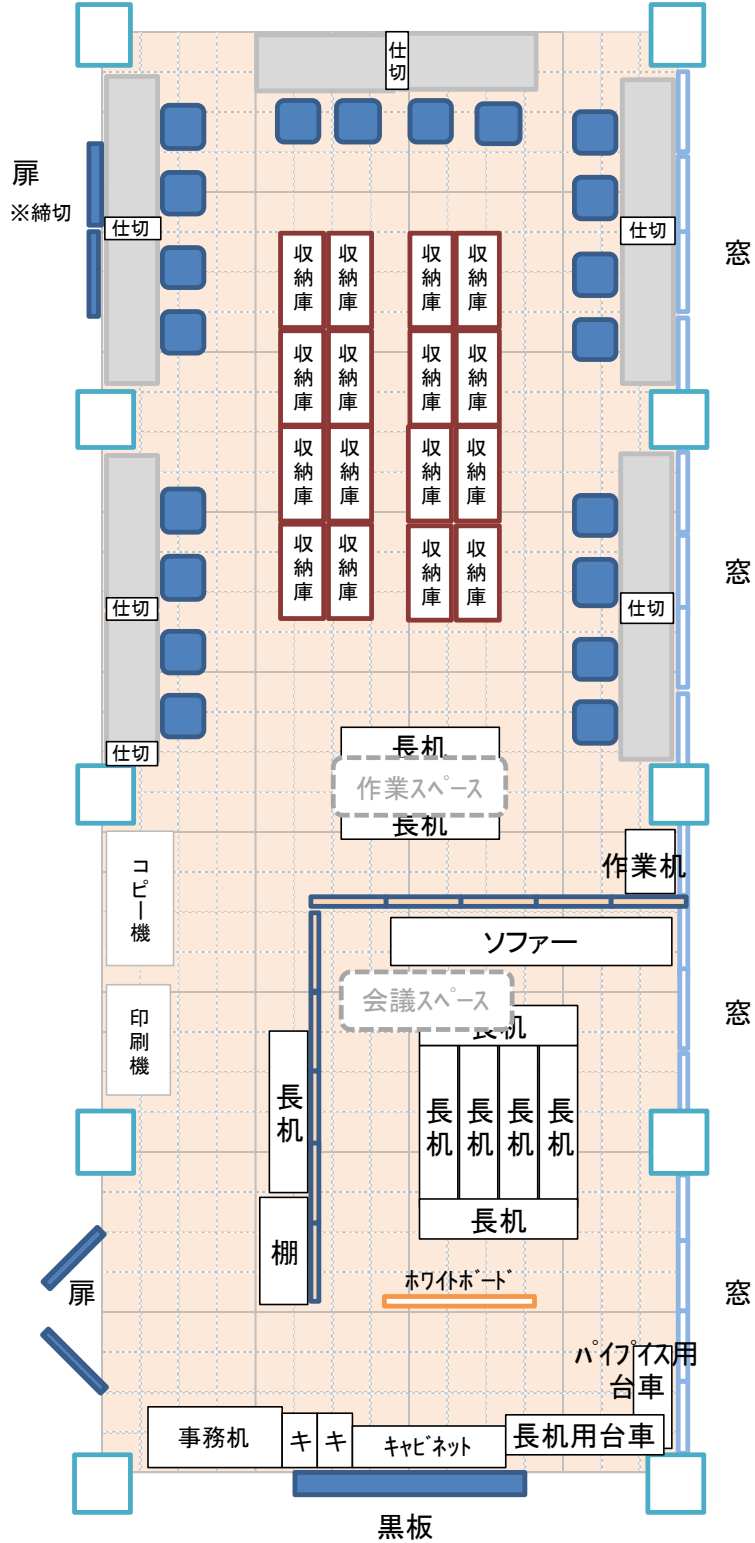
会議スペース



デスクの窓から



備品の一例（裁断機）



フロアの形態

長岡京市市民協働部自治振興室を所管課とした市直営とします。

ただし、管理に必要なマナー・ルールは、使用団体代表者による連絡会議内の話し合いで定めます。

申請にあたってのチェック表

1. 応募可能な団体ですか？

- 長岡京市内で、主たる活動を行っている、または今後行う団体である
- 以下のいずれかに該当し、メンバーが2名以上で構成される団体である
 - ・特定非営利活動法人
 - ・活動実績があり、市民公益活動を継続的に推進する任意団体やボランティアグループ(趣味グループ、サークルは除く)
 - ・活動実績はほとんどないが、これから本格的に市民公益活動を推進する団体として立ち上げようとしているグループ
- 営利を目的としない団体である
- 宗教活動を主たる目的としない団体である
- 政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としない団体である
- 特定の公職者(候補者を含む)又は政党の推薦・支持・反対を目的としない団体である
- 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団構成員の統制の下にない団体である

2. 書類は揃っていますか？

- 使用申請書
- 役員、構成員名簿
- 定款の写し、またはそれに代わる会則など
(以下はあれば)
- 直近の事業報告書、収支決算書
- 活動の実績がわかるもの(ニュースレター、会報、発行物など)

問い合わせ・申し込み先

〒617-8501 <住所不要>

長岡京市役所 市民協働部 自治振興室 市民参画協働担当

(TEL)075-955-3164<直通>

(FAX)075-951-5410<代表>

(E-mail)jichishinkou@city.nagaokakyo.lg.jp

年度 市民活動オフィスフロア使用申請書

| | | | | | |
|---|--------------------------|------------------|--|-----|---|
| 年 月 日 | | | | | |
| <p>長岡京市長 様</p> <p style="text-align: center;">(申請者)</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">連 絡 先 (電話) — —</p> <p style="text-align: center;">長岡京市立多世代交流ふれあいセンター設置条例及び同施行規則に従い、次のとおり市民活動 オフィスフロアの使用を申請します。</p> | | | | | |
| 使用する付帯設備 | <input type="checkbox"/> | ロッカーボックス 大 (追加分) | 台 | | |
| | <input type="checkbox"/> | ロッカーボックス 小 (追加分) | 台 | | |
| 団 体 名 | | | | | |
| 団 体 の 所 在 地 | 〒 | | | | |
| 団 体 の 代 表 者 | | | | | |
| 連 絡 先 | | | | | |
| 設立（活動開始）年月 | 年 月 | 【法人登記 年 月】 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">会員数</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">人</td> </tr> </table> | 会員数 | 人 |
| 会員数 | 人 | | | | |
| 団 体 の 設 立 目 的 | | | | | |
| 団 体 の 概 要 | | | | | |
| 現 在 の 活 動 内 容 | | | | | |
| これまでの主な活動経歴 | | | | | |
| その他 | | | | | |

※団体の定款・規約・会則・役員名簿・その他団体の概要がわかる資料を添付のこと。